

募集

病気を予防する知識を学ぼう



慢性腎臓病（CKD）予防教室

問合先／健康づくり課（978-7100）

慢性腎臓病は新たな国民病と呼ばれ、その割合は成人の8人に1人とされています。慢性腎臓病は自覚症状がなく進行する病気で、症状が現れた段階では進行を抑えることが難しくなります。その状態を放置してしまうと人工透析が必要になり、また心筋梗塞などの重大な合併症を起こす可能性があります。

町でも毎年、数人が新たに透析をしなければならない状態になっています。医師や管理栄養士から慢性腎臓病について学び、病気を予防する知識と一緒に身に付けませんか。参加無料です。

○日時

令和5年1月26日（木）14時～

○場所

保健福祉センター

○対象

健診で医療機関への受診を勧められた人や治療中の人、そのご家族などなたでも

○募集人数

60人

○内容

第1部 腎臓病専門医による講義

演題／慢性腎臓病とはどういう病気なのか

講師／順天堂病院医学部附属静岡病院

腎臓内科医師

第2部 管理栄養士による講義

演題／減塩のコツ～お塩との付き合い方～

（慢性腎臓病重症化予防のための食事について）

講師／函南町管理栄養士

○申込み

12月23日（金）までに健康づくり課窓口または電話でお申し込みください。締切後も募集人数に達するまで受け付けます。

お知らせ

豊かな環境を次の世代へつなぐ



函南町環境基本条例が制定されました

問合先／環境衛生課（979-8112）



10月5日に「函南町環境基本条例」が制定されました。環境問題は私たちの身近な問題となっています。町の健全で恵み豊かな環境と良好で快適な環境は、将来へ引き継いでいかなければなりません。町、町民、事業者が一体となり、それぞれの役割に応じて自ら積極的に行動していきましょう。

○条例の目的

この条例は、現在の環境を守り、良好な環境を創り出していくための基本的な考え方を定めています。町、町民、事業者の役割を明らかにし、現在および将来にわたる町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

○町の役割

- ▶町の状況に応じた計画の作成と推進をします。
- ▶町民や事業者などの環境保全活動を支援します。
- ▶町が事業を実施するにあたっては、環境の保全や創造に配慮して実施します。

○町民の役割

- ▶毎日の生活の中で環境へ配慮した行動に努めましょう。
- ▶町が実施する環境施策に協力をしましょう。

○事業者の役割

- ▶事業活動によって公害が発生しないように努めましょう。
- ▶自然環境の適正な保全に努めましょう。
- ▶町が実施する環境施策に協力をしましょう。

町ホームページ
函南町環境基本条例について



お知らせ

季節の野菜や草花の販売



田農マーケット

問合先／田方農業高校（978-2265）

毎月1回、校内で栽培した野菜や草花などの生産物の販売を行っています。詳細は田方農業高校ホームページをご覧ください。入場前に検温と消毒をお願いします。



○日時

12月8日（木）15時45分～16時15分

○場所

田方農業高校 北館1階購買前周辺

お知らせ

給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください



住民税非課税世帯などに 価格高騰緊急支援給付金を支給します

問合先／福祉課給付金専用ダイヤル（978-7080） 内閣府給付金専用ダイヤル（0120-526-145）

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯など）に対し、その生活を支援するため、国が支給する給付金です。

○支給対象

基準日（9月30日）において、町の住民基本台帳に記載されている次のいずれかに該当する世帯

①世帯全員が令和4年度分の住民税均等割非課税の世帯

※住民税均等割が課税されている人の扶養親族のみで構成される世帯および租税条約による免除の適用によって住民税均等割が課されていない人を含む世帯は、支給対象外

②①に該当しない世帯のうち、予期せず1月から12月までの家計が急変し、世帯全員の令和4年度分の住民税が非課税相当の収入となった世帯（家計急変世帯）

※住民税非課税相当の収入の判定は、福祉課窓口へご相談ください。

○支給額

1世帯あたり 50,000円

お知らせ

性の多様性を理解しましょう



おしえて！LGBTパネル展

問合先／図書館（979-8700）

性の多様性への理解を促進することを目的に、県内の公共図書館など11館でLGBTパネル巡回展が行われます。LGBTをはじめとする性の多様性について理解を深めることができるパネルや関連するおすすめの本を展示します。この機会に、LGBTについて考えてみましょう。

○期間

12月24日（土）～令和5年1月26日（木）

※休館日を除く

○場所

図書館2階

○申込みなど

①に該当する世帯は、11月中旬から確認書を送付しています。確認書に必要事項を記載し、必要書類を添付して返信用封筒で郵送または福祉課窓口へ持参してください。提出書類を確認後、記載された金融機関の指定口座に振り込みます。

※世帯の中に令和4年1月2日以降に転入した人がいる場合は、前住所地の課税状況を事前に確認したうえで該当する場合は確認書を送付します。

※令和3年中の収入を申告されていない世帯は、税の申告をお願いします。非課税が確認された後、確認書をお送りします。

②に該当する世帯は、申請書に記入のうえ、収入などが分かる書類やその他の必要となる関係書類などを添付し、福祉課窓口へ持参してください。

○確認書などの提出期限

令和5年1月31日（火）

※提出期限を過ぎた場合は支給できません。